

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【公開番号】特開2019-92674(P2019-92674A)

【公開日】令和1年6月20日(2019.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2019-023

【出願番号】特願2017-223167(P2017-223167)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 5 1 6 F

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月19日(2019.6.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項1】

遊技区間として、

遊技者に有利な操作態様を報知しない第一区間と、

遊技者に有利な操作態様を報知する場合を有する第二区間とを有し、

第二区間における総差数に関する値を記憶可能な所定の記憶手段と、

第二区間の所定遊技において、所定遊技における差数に関する値(「差数に関する値」

とは、1遊技における遊技媒体の付与数から遊技媒体のベット数を減算した値とする。以下同じ。)と前記所定の記憶手段に記憶されている総差数に関する値とを加算した結果が正と判断した場合は、所定遊技における差数に関する値に基づいて前記所定の記憶手段に記憶されている総差数に関する値を更新可能とする更新手段と、

第二区間の特定遊技において、特定遊技における差数に関する値と前記所定の記憶手段に記憶されている総差数に関する値とを加算した結果が負と判断した場合は、前記所定の記憶手段に規定値を記憶可能とする補正手段と、

第二区間における総差数に関する値に基づいて、第二区間を終了可能とする第二区間終了制御手段と

を備えることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 1】

本発明は、差数に関する値に基づいて、遊技者に有利な操作態様を報知する場合を有する第二区間を終了可能とした遊技機に関するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 4】

しかし、前述の従来の技術において、有利区間を最大で 1500 遊技又は払出し 300 枚に設定すると、有利区間や A T が画一的なものとなってしまう。

本発明が解決しようとする課題は、遊技者に有利な操作態様を報知する場合を有する第二区間を、最大で 1500 遊技又は払出し 3000 枚にとらわれないで終了可能とした遊技機を提供することである。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する。なお、かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。

本発明（第 31 実施形態）は、

遊技区間として、

遊技者に有利な操作態様（ストップスイッチ 42 の正解押し順）を報知しない第一区間（通常区間）と、

遊技者に有利な操作態様を報知する場合を有する第二区間（有利区間）とを有し、
第二区間における総差数に関する値を記憶可能な所定の記憶手段（差数カウンタ）と、
第二区間の所定遊技において、所定遊技における差数に関する値（「差数に関する値」）
とは、1 遊技における遊技媒体の付与数から遊技媒体のベット数を減算した値とする。以下同じ。）と前記所定の記憶手段に記憶されている総差数に関する値とを加算した結果が
正と判断した場合は、所定遊技における差数に関する値に基づいて前記所定の記憶手段に
記憶されている総差数に関する値を更新可能とする更新手段と、

第二区間の特定遊技において、特定遊技における差数に関する値と前記所定の記憶手段に記憶されている総差数に関する値とを加算した結果が負と判断した場合は、前記所定の記憶手段に規定値（0（H））を記憶可能とする補正手段と、

第二区間における総差数に関する値に基づいて、第二区間を終了可能とする第二区間終了制御手段と

を備えることを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明によれば、総差数に関する値に基づいて第二区間を終了可能であるので、「遊技区間の遊技回数が所定の上限遊技回数（たとえば 1500 遊技）に到達したとき又は有利区間中の払出し数が所定数（たとえば 3000 枚）に到達したとき」という終了条件にとらわれないで第二区間を終了することが可能となる。

また、第二区間における総差数に関する値を、規定値を基準として更新することが可能となる。